

電気工事士免状の交付申請・再交付申請・書換え交付申請を行う方へ

電気工事士免状の交付申請・再交付申請・書換え交付申請を行う場合は、下記の事項をよく読んで、必要な書類を整えてから申請（郵送も可）してください。

1 申請に必要な書類

申請書・添付書類等の種類		①	②	③	④	⑤	⑥	⑦	⑧	⑨	⑩	⑪	⑫	⑬	⑭	⑮
		免状交付申請書	免状再交付または書換え申請書	住所、氏名及び生年月日を確認できる書類	写真 たて 4 cm × よこ 3 cm 1 枚	試験結果通知書	実務経験証明書	電気工事士法第 4 条第 3 項第 2 号または	法第 4 条第 4 項第 3 号の認定申請書	電気主任技術者免状の写し	高圧電気工事技術者試験合格証の写し	養成施設終了証明書	書換の理由を証明する書類 ・ 戸籍謄本、抄本等	現に所有している免状 ・ 紛失した場合は添付の必要なし	書換え交付の場合は書換える免状	電気に関する他の資格を取得している
第一種	第一種電気工事士試験合格者【実務経験3年以上】	○		○	○	○	○									○
	電気主任技術者免状所有者【同5年以上(免状取得後)】	○		○	○		○	○	○							○
	高圧電気工事技術者試験合格者【同3年以上(試験合格後)】	○		○	○		○	○		○						○
第二種	試験合格者	○		○	○	○										○
	養成施設修了者	○		○	○					○						○
	知事認定者	○		○	○			○							○	○
再交付	免状を汚損または紛失した者		○		○								○			○
書換え	氏名等を変更した者		○		○						○		○			○

2 免状交付申請手数料（居住地が道外の方で北海道収入証紙が購入できない場合は、現金書留でも可能です。）

申請書に、次の区分に相当する金額の「北海道収入証紙」を貼付してください。

区分	金額	区分	金額	区分	金額	区分	金額
第一種	6,000円	第二種	5,300円	再交付	2,700円	書換え	2,700円

3 申請書類の提出先及び問合せ先（下記(1)、(2)の「各申請窓口」とは最終頁の「電気工事士免状に係る申請等窓口一覧」の該当する総合振興局等のことですので、確認して申請してください。）

(1) 新規交付の場合

⇒住民登録をしている市町村を所管している「各申請窓口」に提出してください。

(2) 再交付又は書換え交付の場合

①平成10年3月31日以前に交付された免状（免状番号は北海道〇〇〇号と記載）

⇒道内在住の方は住民登録をしている「各申請窓口」に提出してください。

⇒道外在住の方は石狩振興局に提出してください。

（都合により最寄りの総合振興局等を希望する場合は石狩振興局以外でも受付します。）

②平成10年4月1日以降に交付された免状

⇒第一種も第二種も、現在の居住地や住民登録が道内であっても、道外であっても、必ず免状を交付（新規交付）された「各申請窓口」に提出してください。

（第一種免状番号の記載例：北海道IK〇〇〇号、北海道KK〇〇〇号 等）

石狩はIK、渡島はOS、檜山はHY、後志はSS、小樽はOT、空知はSC、上川はKK、留萌はRM、宗谷はSY、オホーツク（網走）はOH（AS）、胆振はIB、日高はHD、十勝はTK、釧路はKR、根室はNMと表記されています。

（第二種免状の記載例：北海道第石狩Ⅱ－〇〇号、北海道第上川Ⅱ－〇〇号 等と表記されています。）

※ご自分の正確な免状番号が判らなくても再交付申請は出来ませんが、「新規交付時期が平成10年3月31日以前なのか、以降なのか」、「新規交付時期の住民登録市町村はどこだったのか、間違いなく北海道で新規交付を受けたか」などの基本的な情報はご自分で十分確認した上で、「各申請窓口」に申請してください。

(3) その他

①道外の都府県知事から免状を交付された方の再交付、書換え交付申請は、道内在住であっても北海道では出来ませんので、その交付された都府県庁にお問い合わせください。

②郵送の場合は、封筒の左側に「電気工事士免状交付(再交付・書換え)申請書在中」と朱書きしてください。

4 注意事項（各申請に共通）

(1) ③「住所、氏名及び生年月日を確認できる書類」については、以下のいずれかとします。

- ・住民票の写し（申請の前日6ヶ月以内に作成されたもの）、もしくはそのコピー
- ・マイナンバーカード（申請の日が有効期限内のもの）のコピー【表面のみ】
- ・運転免許証（申請の日が有効期限内のもの）のコピー【両面】
- ・住民票記載事項証明書（申請の前日6ヶ月以内に作成されたもの）、もしくはそのコピー

(2) 写真は、申請書提出前6ヶ月以内に撮影したもの（無帽、無背景）で1枚用意し、裏面には、氏名を記載してください。

(3) 試験結果通知書は、(一財)電気技術者試験センターが発行し、各受験者に郵送されたものの内、第一種電気工事士又は第二種電気工事士試験結果通知書（はがき）の原本（コピー不可）を添付してください。なお、筆記試験結果通知書、技能試験結果通知書、合格証書の添付は必要ありませんので注意してください。

(4) 免状送付用封筒には、郵便番号・住所・氏名等を正確に記載してください。（郵便切手は不要です。）

(5) 北海道収入証紙は、道内に本店のある銀行等から購入してください。

なお、道外に在住している方で証紙を購入できない場合は、現金書留に現金と提出書類一式を同封して郵送することも可能です。

(6) 第一種電気工事士免状交付申請の場合以外は、申請書に貼付した北海道収入証紙は、証紙と台紙（申請書）にまたがるように消印をしてください。（ボールペン等による署名でも可）第一種電気工事士免状交付申請の場合、審査結果によっては、申請を受理できないことがありますので、消印をしないでください。

5 注意事項（第一種電気工事士免状交付申請のみ）

- (1) 実務経験証明書には、従事した工事等の内容を具体的に記載してください。なお、次の電気に関する工事は、実務経験として認められませんので、注意してください。
 - ①軽微な工事（電気工事士法施行令第1条）
 - ②特殊電気工事（電気工事士施行規則第2条の2）
 - ③電圧5万ボルト以上で使用する架空電線路に係る工事
 - ④保安通信設備に係る工事
 - ⑤軽微な作業（電気工事士法施行規則第2条）
- (2) 実務経験の証明が、2ヵ所以上の会社等にまたがる場合には、それぞれの会社等の雇用主（代表者）からの証明が必要となります。
- (3) 一人親方又は勤務していた会社が倒産等により存在しない場合には、次の者からの証明が必要となります。
 - ①2以上の電気工事業者（それぞれの証明が必要です。）
 - ②組合等に参加している場合には、当該組合等の代表者
- (4) 実務経験証明書の「職務の内容」の欄に書ききれない場合には、別紙として記入してください。この場合は、とじしろの部分を、証明者の印により必ず割印してください。
- (5) 全国的規模にわたる会社等で、雇用主（代表者）から実務経験を証明する権限を委任された者（支店長、営業所長等）が証明する場合には、委任状の原本を添付してください。
- (6) 通常の実務経験書と「電気事業法施行規則第52条第2項に規定する委託契約による保安監督業務」に従事していた方の実務経験証明書の様式は異なりますので、事前に各総合振興局等申請窓口にお問い合わせ又は申し出てください。

6 その他

免状を紛失された場合にそなえ、是非、免状のコピーをしておくことをお勧めいたします。免状紛失の再交付申請で、ご自分の正確な免状番号が判らない方が多くおられます。この場合、再交付に時間等を要したり、再交付に支障をきたす場合がありますので留意願います。

■申請書の様式は「北海道」のホームページから直接ダウンロードすることもできます。

（ホームページアドレスは <http://www.pref.hokkaido.lg.jp>）

<検索例>

- ①道のホームページの右上の「サイト内検索」に「電気工事士」と打ち込み検索
- ②「（1）電気工事士免状の交付申請・再交付申請・書換え申請を行う方へ」をクリック
- ③「（2）申請様式」から必要な申請書をクリックして「ダウンロード」して印刷

※検索方法は各種あり、変更となる場合もありますのでご了承ください。

電気工事士免状に係る申請等窓口一覧

申請される方の所在地	申請先の名称・所在地等
夕張市、岩見沢市(岩見沢市、北村、栗沢町)、美唄市、芦別市、赤平市、三笠市、滝川市、砂川市、歌志内市、深川市、南幌町、奈井江町、上砂川町、由仁町、長沼町、栗山町、月形町、浦臼町、新十津川町、妹背牛町、秩父別町、雨竜町、北竜町、沼田町	空知総合振興局 産業振興部商工労働観光課指導保安係 岩見沢市8条西5丁目 〒068-8558 TEL 0126-20-0062
札幌市、江別市、千歳市、恵庭市、北広島市、石狩市(石狩市、厚田村、浜益村)、当別町、新篠津村	石狩振興局 産業振興部商工労働観光課指導保安係 札幌市中央区北3条西7丁目道庁別館6階 〒060-8558 TEL 011-204-5180
島牧村、寿都町、黒松内町、蘭越町、ニセコ町、真狩村、留寿都村、喜茂別町、京極町、倶知安町、共和町、岩内町、泊村、神恵内村、積丹町、古平町、仁木町、余市町、赤井川村	後志総合振興局 産業振興部商工労働観光課主査(指導保安) 倶知安町北1条東2丁目後志合同庁舎 〒044-8588 TEL 0136-23-1364
小樽市	後志総合振興局小樽商工労働事務所 小樽市富岡1丁目14番地13号小樽合同庁舎 〒047-0033 TEL 0134-22-5525
室蘭市、苫小牧市、登別市、伊達市(伊達市、大滝村)、豊浦町、壮瞥町、白老町、厚真町、洞爺湖町(虻田町、洞爺村)、安平町(早来町、追分町)、むかわ町(鶴川町、穂別町)	胆振総合振興局 産業振興部商工労働観光課指導保安係 室蘭市海岸町1丁目4番1号むろらん広域センタービル 〒051-8558 TEL 0143-24-9591
日高町(日高町、門別町)、平取町、新冠町、浦河町、様似町、えりも町、新ひだか町(静内町、三石町)	日高振興局 産業振興部商工労働観光課商工労働係 浦河町栄丘東通56号 〒057-8558 TEL 0146-22-9282
函館市(函館市、戸井町、恵山町、樞法華村、南茅部町)、北斗市(上磯町、大野町)、松前町、福島町、知内町、木古内町、七飯町、鹿部町、森町(森町、砂原町)、八雲町(八雲町、熊石町)、長万部町	渡島総合振興局 産業振興部商工労働観光課指導保安係 函館市美原町4丁目6番16号渡島合同庁舎 〒041-8558 TEL 0138-47-9460
江差町、上ノ国町、厚沢部町、乙部町、奥尻町、今金町、せたな町(大成町、瀬棚町、北檜山町)	檜山振興局 産業振興部商工労働観光課商工労働係 江差町字陣屋町336番地の3 〒043-8558 TEL 0139-52-6642
旭川市、士別市(士別市、朝日町)、名寄市(名寄市、風連町)、富良野市、幌加内町、鷹栖町、東神楽町、当麻町、比布町、愛別町、上川町、東川町、美瑛町、上富良野町、中富良野町、南富良野町、占冠村、和寒町、剣淵町、下川町、美深町、音威子府村、中川町	上川総合振興局 産業振興部商工労働観光課指導保安係 旭川市永山6条19丁目1番1号上川合同庁舎 〒079-8610 TEL 0166-46-5941
留萌市、増毛町、小平町、苫前町、羽幌町、初山別村、遠別町、天塩町	留萌振興局 産業振興部商工労働観光課主査(資源エネルギー) 留萌市住之江町2丁目1番2号 〒077-8585 TEL 0164-42-8442
稚内市、幌延町、猿払村、浜頓別町、中頓別町、枝幸町(枝幸町、歌登町)、豊富町、礼文町、利尻町、利尻富士町	宗谷総合振興局 産業振興部商工労働観光課指導保安係 稚内市末広4丁目2番27号 〒097-8558 TEL 0162-33-2926
北見市(北見市、端野町、常呂町、留辺蕊町)、網走市、紋別市、美幌町、津別町、斜里町、清里町、小清水町、訓子府町、置戸町、佐呂間町、遠軽町(生田原町、遠軽町、丸瀬布町、白滝村)、湧別町(上湧別町、湧別町)、滝上町、興部町、西興部村、雄武町、大空町(東藻琴村、女満別町)	オホーツク総合振興局 産業振興部商工労働観光課指導保安係 網走市北7条西3丁目 〒096-8585 TEL 0152-41-0637
帯広市、音更町、士幌町、上士幌町、鹿追町、新得町、清水町、芽室町、中札内村、更別町、大樹町、広尾町、幕別町(幕別町、忠類村)、池田町、豊頃町、本別町、足寄町、陸別町、浦幌町	十勝総合振興局 産業振興部商工労働観光課主査(保安・エネルギー) 帯広市東3条南3丁目 〒080-8588 TEL 0155-26-9045
釧路市(釧路市、阿寒町、音別町)、釧路町、厚岸町、浜中町、標茶町、弟子屈町、鶴居村、白糠町	釧路総合振興局 産業振興部商工労働観光課主査(指導保安) 釧路市浦見2丁目2番54号 〒085-8588 TEL 0154-43-9183
根室市、別海町、中標津町、標津町、羅臼町	根室振興局 産業振興部商工労働観光課商工労働係 根室市常盤町3丁目28番地 〒087-8588 TEL 0153-24-5619